

# 一関工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成26年5月30日制定

平成30年2月1日改正

一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）に則り、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、本校における、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「一関工業高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

## 【基本方針】

### ○ いじめの定義

いじめとは、本校の学生に対して、本校に在籍している当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○ 基本理念

いじめは、それを受けた学生の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長に重大な悪影響を与えるのみならず、生命に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校は、いじめのない社会を目指し、いじめをしない、見逃さない学生の育成に努める。

### ○ いじめの禁止

本校の学生は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。

### ○ 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、すべての学生が安心して学習などに取り組めるように、関係者と連携して組織的に、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、再発防止に努めなければならない。

## 【いじめの防止】

### ○ いじめの防止

副校長（学生担当）、保健管理センター長、学生主事補、副保健管理センター長、学生課長、看護師、その他副校長（学生担当）が指名する者で構成する「いじめ防止委員会」を組織し、いじめの防止に関する取り組みと、いじめ事案への対応を行う。

### ○ 基本方針の周知

学生及び保護者に対して本基本方針を周知し、意識の喚起と啓発に努める。

### ○ 取り組みの評価

毎年、本方針による取り組みについて評価を行い、改善に努める。

## 【早期発見】

- アンケート等による調査  
学生に対する定期的なアンケート調査や担任による個人面談を実施する。
- 相談体制の充実  
担任・看護師・保健管理センター長・スクールカウンセラーによる相談体制の充実とその周知広報を図る。
- 教職員による観察や情報交換  
いじめがありうることを前提に、学生生活の様子の観察を心がけ、学科会議、担任会等で情報交換を行う。

## 【いじめに対する措置】

- いじめを発見した場合、相談を受けた場合の対応
  - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、ただちにその行為を止めさせる。
  - ・ いじめを受けた学生や通報者の安全を確保する。
  - ・ 学生や保護者からの相談に対し、真摯に対応する。
- 組織的対応
  - ・ 教職員一人で抱え込まず、いじめ防止委員会に通知する。
  - ・ いじめ防止委員会が、協議に基づき、事実関係を調査し、対応する。
  - ・ 重大事態と判断した場合には、校長に報告する。
- いじめを受けた学生への支援、その保護者への対応
  - ・ 当該学生と保護者の気持ちに配慮しながら、メンタルケアを含め、対応する。
  - ・ 当該学生の了解を得ながら、信頼する友人・教職員と連携する。
  - ・ 必要に応じて、外部の専門家の協力を得る。
- いじめた学生への指導、その保護者への助言
  - ・ いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、さらに再発を防止する措置を取る。
  - ・ いじめの行為に関して反省を求め、今後の人間的成長を促す。
  - ・ 教育上必要と認める場合は懲戒処分を検討する。
  - ・ 保護者に連絡を取り、学校の対応について理解と協力を得る。
- 集団への働きかけ
  - ・ 当事者間だけの問題とせず、いじめが起きた集団や学校全体の問題として捉え、機会を設けて必要な指導を行う。
- 継続的な指導
  - ・ いじめ解消後も継続して観察を行い、必要な指導を行う。
- インターネット上のいじめへの対応
  - ・ インターネット上の不適切な書き込み等を確認した場合は、当該掲示版の管理者等に削除依頼を行う。
  - ・ 必要に応じて、警察・法務局等の助言を受け対応する。
  - ・ 日常より学生に対して、インターネット利用に係る情報倫理教育の徹底を図る。
- 重大事態への対応
  - ・ いじめにより当該学生の生命・心身又は財産に特に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、校長と協議の上、危機管理室と連携してその解決にあたる。